

平成27年度機動調査の調査結果

平成28年4月20日
公的研究費の適正な管理に関する有識者会議

1. 目的等

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）（以下「ガイドライン」という。）第7節に定める機動調査は、緊急・臨時の案件が発生した場合に機動的に対応し、当該案件の関係機関におけるガイドラインに基づく体制整備・運用の状況について把握することを目的として実施するものである。

平成26年2月には、コンプライアンス教育の義務化や、構成員や業者から誓約書の徴取などの観点からガイドラインの抜本的な改正を行った。

平成27年度機動調査は、ガイドライン及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の第7節に定める調査及び措置に関する要項のほか、平成27年度機動調査の実施方針に基づき実施した。

2. 調査対象・内容等

〔調査対象〕

- 大阪大学を調査対象とした。
- 同大学は、平成27年度履行状況調査の結果、改正ガイドラインに基づく体制整備・運用に未履行はないと判断された。しかしながら、平成27年12月に最終報告書が提出された不正事案は改正ガイドラインの適用以前に発生したものであるものの、その重大性に鑑み、不正事案に係る再発防止策の実施状況を中心に、改めて同大学におけるガイドラインに基づく体制整備・運用状況について把握するため、機動調査を実施した。

〔調査内容〕

大阪大学におけるガイドラインに基づく体制整備・運用の状況について、不正事案に係る再発防止策の実施状況を中心に、以下の調査の観点に基づき把握した。

調査の観点(例)（再発防止策に係る主な調査の観点を列挙）※

- ①競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導しているか
- ②競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に、コンプライアンス教育を実施し、その受講状況及び理解度について把握しているか
- ③競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、誓約書等の提出を求めているか
- ④不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定め、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、業者に対し、周知徹底しているか
- ⑤業者に対し、一定の取引実績や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求めているか
- ⑥研究者による発注を認める場合は、研究者の権限と責任を明確化し、当該研究者にあらかじめ理解してもらっているか
- ⑦検収業務については、原則として、事務部門が実施しているか
- ⑧不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施しているか

※調査の観点は、体制整備等自己評価チェックリストのチェック項目に対応。

〔調査体制・方法〕

- 「公的研究費の適正な管理に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）において、所要の調査審議を実施した。
- 機関が提出した調査報告書に基づき、「書面調査」及び「現地調査」を実施した。

3. 調査経過

平成28年 1月26日	有識者会議 機動調査の実施方針の審議・決定
2月 9日～	書面調査
3月25日	現地調査
4月20日	有識者会議 機動調査結果の審議・決定

4. 調査結果の総合所見

- 大阪大学は、平成27年度履行状況調査(平成27年8月公表)により、既にガイドラインに基づく公的研究費の管理・監査体制の整備・運用がなされていることを確認しているが、本機動調査において、平成27年8月以降も引き続き、①コンプライアンス教育の実施、②事務部門による契約履行事実の確認、③研究者の権限と責任の明確化の周知、④構成員及び業者に対する誓約書の徴取、⑤業者への処分方針の周知などの管理・監査体制の整備・運用が実施されていることを確認した。
- なお、平成27年12月に最終報告書が提出された不正事案では、改正ガイドラインの適用対象である平成26年度に発生した不正（業者と共謀して物品価格を通常取引価格より割高な価格で機関に取引させ、割高な価格と通常取引価格の差額を業者への預け金としていたもの）が一部にあるが、当該不正発生当時、事務部門による契約履行事実の確認体制は整備・運用されており、不正行為者による意図的かつ計画的な対応により不正が発生したものであったと考えられる。
- 次に本事案に係る再発防止策について、同大学が策定した、①不正がもたらす影響について周知するなどコンプライアンス教育の再徹底、②事務部門による契約履行事実の確認の再徹底、③業者に対する処分方針の再周知が既に実施されていることを確認した。さらに、④物品調達システムの整備・運用、⑤内部監査による不正対策に関するルール等の理解度調査については、大学として実施を決定し実施計画を策定するところまで進んでいることを確認した。
- 本機動調査の結果概要は以上のとおりであるが、今回の不正事案の重大性に鑑み、文部科学省は上記④⑤が実行に移されることを確認すべく、履行期限を平成29年4月〇日とする管理条件を付与するとともに、フォローアップ調査の対象として管理条件の履行状況をモニタリングすることとする。
- なお、フォローアップ調査報告書の提出までは、同大学から提出のあった履行計画に基づく進捗状況を文部科学省において適時にフォローしていくこととする。
- 今回の不正事案（預け金、品名替、偽装取引）に対する再発防止策を確実に実施することも含め、公的研究費の管理・監査体制について不断に改善を図っていくことが求められる。

5. 主な取組事例

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(3) 関係者の意識向上

【コンプライアンス教育の実施について】

- 今回の不正事案を踏まえた再発防止のための取組をまとめた「公的研究費の不正使用に係る再発防止策について」を平成27年12月28日付で通知を行い、学内周知を図るとともに、コンプライアンス推進責任者が出席する「部局長会議」、事務部門のコンプライアンス推進副責任者が出席する「事務協議会」においても、これらの対策を説明し、各部局内においても不正使用防止について繰り返しの周知を要請した。

また、平成28年1月13日付「STOP! 研究費不正!」第11号(学内向け広報誌)においても、今回の不正事案を踏まえた特集(不正事案の概要、発生要因、再発防止策)を掲載し、今後のコンプライアンス教育の教材として活用できるように配付を行った。

新規採用教職員及びTA、RA、アルバイト、チューターに対しては、採用時に配付しているリーフレット「STOP! 研究費不正-新規採用教職員の皆様へ-」及び「STOP! 研究費不正-TA、RA、アルバイト、チューターとして業務を行っていただく方へ-」を改訂し、不正使用への関与は犯罪であり、刑事告訴等を検討することを新たに追記し牽制機能を強化した。また、新規採用の外国人教職員向けに英語版のリーフレットの配付を開始した。

さらに、平成28年2月23日付「STOP! 研究費不正!」第12号において、教職員の意識改革を図るため、不正使用が犯罪(詐欺罪、背任罪等)であること及び不正使用がもたらす影響(個人、大学)を掲載し、同様に配付を行った。

【コンプライアンス教育の受講管理及び理解度把握について】

- 今回の不正事案を受け、平成28年1月に、コンプライアンス教育用のe-learningシステムにおける、「公的研究費の取扱いに関する理解度チェック」の設問を不正事案に対応した内容等へ見直しを行い、2月1日受講分より新たな問題により理解度チェックを開始した。また、外国人教職員向けに英語版の理解度チェックを開始した。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

【業者に対する処分方針について】

- 業者向けリーフレット「STOP! 研究費不正-取引業者の皆様へ-」について、平成28年1月に、不正使用への関与は犯罪であり刑事告訴等も検討することや最長の取引停止期間を12ヶ月から24ヶ月に変更(平成27年4月から適用)したことを強調した内容に見直すとともに、不正に関与しないこと、及び不正行為の依頼があった場合は通報窓口連絡することを要請する内容とした。

【物品・役務の発注業務について】

- 従来のマニュアル「教員発注の委任制度」及び「大阪大学における発注制度【発注を行う教職員の方へ】」の内容を見直し、教員の責任と権限をより詳しく解説した「教員発注制度における教員等の権限と責任について」(平成28年1月25日付け財務課長通知)を新たに作成し、教職員に周知するようコンプライアンス推進責任者に要請した。

また、平成28年2月22日開催の全学会計係長会議において、本マニュアルの説明と部局内での再教育を要請し、平成27年度内に全部局において教員の責任と権限について再教育を実施した。

6. 機関に付与する管理条件

平成28年4月27日付けで付与する管理条件

確認事項：

- 平成27年12月に最終報告書が提出された不正事案に対する再発防止策のうち、次のものを確実に実施すること。
 - ・ 物品調達システムの整備（それ以降の運用段階について再度管理条件を付与してフォローアップ調査を行うかどうかは改めて検討）
 - ・ 内部監査による不正対策に関するルール等の理解度調査

履行期限：平成29年4月26日

7. 今後の取組

- フォローアップ調査の対象機関として、管理条件の履行状況について把握する。
- 調査の結果は、機関に通知するとともに、文部科学省ホームページで公表する。